

大学評価に関する規程

制定 平成 15 年 11 月 27 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人龍谷大学とその設置する大学(以下両者を併せて「本学」という。)の教育、研究及びエクステンション(以上の 3 者を総称して「教学」という。)並びに経営管理に関する自己点検評価等を行うための必要な事項を定め、もって適切な大学評価の推進に資することを目的とする。

(大学評価の定義)

第 2 条 「大学評価」とは、第 2 章以下に規定する自己点検評価、外部評価及び認証評価機関への評価申請に伴う諸活動とその評価結果に対する本学の対応等を総称する場合をいう。

(大学評価の目的)

- 第 3 条 本学の大学評価は、建学の精神に基づき、本学の教学と経営管理の改善・改革を支援・促進し、その質的水準の向上と本学の社会的使命の達成に資することを目的とする。
- 2 本学は、前項の大学評価の目的を踏まえて、認証評価機関等から特色ある私立総合大学としての評価を得ることによって本学の社会的評価を高めるよう努めなければならない。

(大学評価の継続的・体系的実施)

第 4 条 本学は、前条の目的を達成するために、大学評価を継続的・体系的に行う。

(大学評価結果の公表)

- 第 5 条 本学は、大学評価の結果については、学内外に公表するものとする。
- 2 前項の公表の範囲及び方法等は、第 10 条の全学大学評価会議の意見を聴取して、部局長会が決定する。

第 2 章 自己点検評価の基本形態等

(自己点検評価の基本形態とその定義等)

- 第 6 条 前章の目的を達成するために本学が行う自己点検評価の基本形態は、次のとおりとする。
- (1) 大学分野別評価 本学の通常行う自己点検評価の形態をいい、大学分野別評価は、次の 3 形態とする。
- 大学テーマ別評価 複数の教学機関又は全学的に共通するテーマ等を設定して行

う自己点検評価をいう。

大学機関別評価 学部又は研究科が行う自己点検評価をいう。

学内組織別評価 研究所等その他の教学機関又は事務組織が行う自己点検評価をいう。

- (2) 認証評価機関へ評価申請を行うための評価 法令によって義務づけられた認証評価機関の評価を得るために、その機関が定めた評価項目及び本学独自の評価項目に基づいて行う自己点検評価をいう。
 - (3) 大学総合評価 長期計画の理念と目標等に基づいて、本学の全学的な到達段階を把握し、私立総合大学としての本学の改善・改革課題等を明らかにする自己点検評価をいう。大学総合評価は、前2号の評価結果等を参考にして適正な時期に行う。
- 2 効果的な自己点検評価を行うために、前項の基本形態を単独若しくは複合又は学内組織が連携して行う等応用的評価方法をとることを妨げない。
 - 3 効果的な自己点検評価を行うために、本条第項に係わる自己点検評価を行う過程において、本学の職員又は学内組織の長が、意見、質問又は異議等を提起することを妨げない。

(学内各組織が行う独自の評価)

第7条 前条の自己点検評価の基本形態の他、各教学機関又は各事務組織が必要に応じて独自に自己点検評価又は外部評価を行うことを妨げない。

(検証・促進システムの構築等)

第8条 本学は、政策目標の達成状況の検証及びその達成を促進するために、外部評価及び授業評価等必要な検証システムを構築し、促進システムの構築を検討する。

(外部評価の実施等)

第9条 本学が、自己点検評価を行う場合は、原則として、学外の評価者(以下「外部評価委員」という。)又は学外の評価団体(ただし、認証評価機関は除く。以下「外部評価団体」という。)による外部評価を行うものとする。

- 2 「外部評価」とは、自己点検評価を行った結果について又は自己点検評価を行う過程において外部評価委員又は外部評価団体に評価を依頼することをいう。
- 3 前項の外部評価に関する事項は、別に学長が定める。

第3章 大学評価組織等

(全学大学評価会議の設置)

第10条 大学評価に関する重要事項を審議・決定するために、部局長会のもとに全学大学評価会議(以下「評価会議」という。)を置く。

(評価会議の構成等)

第11条 評価会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部局長会構成員及び専門職大学院研究科長
 - (2) 第 15 条の大学評価委員会の委員長及び副委員長
 - (3) 総務部長
 - (4) 財務部長
 - (5) 教学部長
 - (6) 大学評価支援室長
 - (7) 大学評価支援室長事務部長
- 2 評価会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(評価会議の任務)

第 12 条 評価会議は、主に次の事項を審議・決定する。

- (1) 全学的な大学評価の基本方針に関する重要事項
- (2) 大学評価の実施時期、評価項目及び評価体制等に関する重要事項
- (3) 大学評価の実施に伴う連絡・調整に関する重要事項
- (4) 認証評価機関の選択及び対応等に関する重要事項
- (5) 自己点検評価シート及び自己点検評価報告書の内容等に関する重要事項
- (6) その他大学評価に関する重要事項

(議長及び副議長)

第 13 条 評価会議の議長は、学長をもって充てる。

- 2 評価会議は、議長が招集する。
- 3 副議長は、大学評価委員会の委員長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長の職務を補佐すると共に、議長に事故又は欠けた場合は、副議長がその職務を代理又は代行する。

(大学評価委員会の設置)

第 14 条 大学評価に関する具体的な業務を審議するために、評価会議の下に大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(評価委員会の構成等)

第 15 条 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学長が指名する副学長 1 名
 - (2) 大学評価支援室長
 - (3) 大学評価支援室事務部長
 - (4) 専任の職員の中から学長が指名する者 20 名以内
- 2 評価委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(評価委員会委員の任期)

第 16 条 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は、4 年とし、原則として 2 年毎に半数を交代するものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項にかかわらず、任期期間中に委員の交代がある場合は、その後任者の任期は、原則として当該委員の残任期間の年度末とする。

(評価委員会の任務)

第 17 条 評価委員会は、主に次の事項を審議する。

- (1) 評価項目の設定等大学評価を実施するための具体案の作成に関する事項
- (2) 大学評価の実施に伴う連絡・調整に関する事項
- (3) 大学評価に係わる資料等の収集に関する事項
- (4) 各組織等から提出された自己点検評価結果の内容確認、大学評価結果(案)の作成及び報告に関する事項
- (5) 自己点検評価報告書(案)の作成に関する事項
- (6) 認証評価機関の対応に関する事項
- (7) その他大学評価の実施に関する必要な事項

(委員長及び副委員長)

第 18 条 評価委員会の委員長は、第 15 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 副委員長は 2 名とし、評価委員の互選による。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐すると共に、委員長に事故ある場合は、委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(大学テーマ別評価委員会)

第 19 条 大学テーマ別評価を実施する場合は、評価委員会の下に評価テーマに則した大学テーマ別評価委員会(以下「テーマ別評価委員会」という。)を置くことができる。

2 テーマ別評価委員会の委員は、専任職員の中から学長が指名する者若干名をもって構成する。

3 前 2 項の他、テーマ別評価委員会に関する事項は、別に学長が定める。

(大学機関別評価委員会)

第 20 条 大学機関別評価を実施する場合は、評価委員会の下に大学機関別評価委員会(以下「機関別評価委員会」という。)を置くことができる。

2 機関別評価委員会の委員は、教授会又は研究科委員会等各教学機関の構成員の中から、各教学機関の長が推薦する若干名をもって構成し、学長の承認を得る。

3 前 2 項の他、機関別評価委員会に関する事項は、別に学長が定める。

(学内組織別評価委員会)

第 21 条 学内組織別評価を実施する場合は、評価委員会の下に学内組織別評価委員会を置くことができる。

- 2 学内組織別委員会の委員は、専任職員の中から学長が指名する若干名をもって構成する。
- 3 前2項の他、学内組織別評価委員会に関する事項は、別に学長が定める。

第4章 補則

(事務処理)

第22条 この規程の運用に伴う事務処理は大学評価支援室が行う。

- 2 前項にかかわらず、大学テーマ別評価、大学機関別評価及び学内組織別評価を行う場合は、各評価形態に照応する事務組織が処理するものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成15年11月27日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「自己点検評価委員会規程」(制定 平成4年3月12日)は廃止する。
- 3 第15条第1項第2号の規定にかかわらず、従前の規程により自己点検評価委員会の委員にある者は、この規程による評価委員会の委員とみなす。
- 4 第18条第3項の規定にかかわらず、従前の規程により自己点検評価委員会の委員長及び副委員長にある者はこの規程による評価委員会の副委員長とみなす。

付 則(平成17年3月24日第11条改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月8日第21条改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月27日第21条改正)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成23年3月3日第21条改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月24日第6条、第11条、第12条、第15条、第17条改正、旧第21条繰下及び改正、第21条新設)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日第11条、第15条、第16条改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。